令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

～ 申告はお早めにどうぞ ～

○　**申告書の提出期限**

法定申告期限　令和８年２月２日（月）

○　**申告書の提出先**

〒010-8560　秋田市山王一丁目１番１号
秋田市　企画財政部資産税課　償却資産担当
TEL 018-888-5480　MAIL ro-fnpt@city.akita.lg.jp

＊窓口の混雑緩和のため郵送等でご提出くださいますようご協力をお願いいたします＊

可能な限り郵送又は電子申告によるご提出をお願いしております。
窓口に持参される場合は、期限間近になりますと大変混雑しますので、1月23日（金）頃までにご提出くださいますようお願いいたします。
申告受付場所については裏表紙をご覧ください。

※　申告書を郵送される方で、受付印を押印した（控）の返送を希望される場合は、切手を貼った封筒と控を同封してください。（封筒と控が揃っていない場合は、返送できませんので、ご注意ください。）

○　**インターネットによる電子申告もご利用になれます。**

複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできるなど、いろいろメリットがあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

○　**申告書・種類別明細書の様式を本市ホームページに掲載しました。**

申告書・種類別明細書が必要な場合は、ホームページ（資産税課関係申請書ダウンロード）からダウンロードすることができます。

秋田市 償却資産申告書　検索

秋　田　市

電子申告について

秋田市では、地方税ポータルシステム（ eLTAXエルタックス ）を利用し、インターネットによる固定資産税（償却資産）の電子申告受付を行っております。

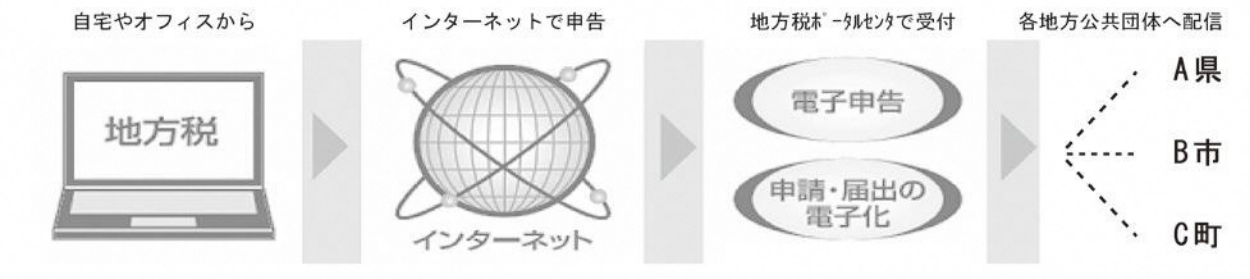

eLTAX は、全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

eLTAX（エルタックス）にするとこんなメリットがあります！

□インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告ができます。
□複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。
　※eLTAXの運営に参加している地方公共団体に限ります。
□eLTAX用の無償ソフト「PCdesk」またはeLTAX対応の市販税務会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。

利用届出を出しましょう！

利用届出とは、eLTAXをご利用いただくための手続きです。
eLTAXホームページから利用者となる法人の名称・所在地または個人の氏名・住所などの利用者に関する情報を登録していただきます。詳しくは、eLTAXホームページまで。

既に他の地方公共団体（秋田県等）に電子申告している方は、利用届出の必要はありませんが、申告書の提出先となる地方公共団体として秋田市を追加する必要があります。

秋田市を提出先として追加する場合は、「PCdesk」またはeLTAX対応の市販税務会計ソフトから提出先の追加登録をお願いします。

エルタックスお問合せ

地方税共同機構　TEL0570－081459　全国どこからでも市内通話料金
上記でつながらない場合　TEL03-5521-0019
受付日　月～金（土日祝日、年末年始を除く）　受付時間9:00～17:00
詳しい情報はホームページでも
https：//www.eltax.lta.go.jp

エルタックス　検索

〈 目　次 〉

１ 償却資産とは ･･ Ｐ１

２ 業種別償却資産の例 ･･ Ｐ２

３ 申告について

(1) 申告していただく方 ･･････････････････････････････････････ Ｐ３

(2) 提出書類 ･･ Ｐ３

(3) 申告が必要な資産 ･･････････････････････････････････････ Ｐ３

(4) 申告が必要ない資産 ･･････････････････････････････････････ Ｐ４

(5) 申告における注意点 ･･････････････････････････････････････ Ｐ４

(6) 建築設備の家屋と償却資産の区分 ･･････････････････････････ Ｐ５

(7) 賃借人(テナント)が施工した内装等の資産 ･･････････････････ Ｐ５

(8) 添付書類が必要な資産 ･･････････････････････････････････ Ｐ６

(9) 国税との主な違い ･･････････････････････････････････････ Ｐ６

４ 償却資産の課税について

(1) 評価額の算出方法 ･･････････････････････････････････････ Ｐ７

(2) 免税点 ･･ Ｐ７

(3) 税率 ･･ Ｐ７

(4) 税額の算出方法 ･･････････････････････････････････････ Ｐ８

(5) 納期 ･･ Ｐ８

(6) 申告されない方、虚偽の申告をされた方 ･･････････････････ Ｐ８

※ 実地調査のお願い ･･････････････････････････････････････ Ｐ８

５ 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記載例 ･･････････････････････････････ Ｐ９～10

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例 ･･････････ Ｐ11～12

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記載例 ･･････････････････ Ｐ13～14

６ 課税標準の特例が適用される償却資産の例 ･･････････････････ Ｐ15～16

（この手引きは令和７年９月末現在において作成しております。）

1　償却資産とは

会社や個人で工場や病院などを経営又は不動産業など事業を行っている方が、その※事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、特許権・営業権などの無形固定資産および自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。

償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年１月１日(賦課期日)現在所有している償却資産を１月31日までに資産が所在する市町村長に申告が必要です。

※「事業のために用いている」とは、所有者が償却資産を自己の事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人へ貸し付ける場合も含まれます。

償却資産の種類と主な例（次項の「２業種別償却資産の例」もあわせてご参照ください。）

種　類			主な償却資産	
1	構築物	構築物		門、塀、広告塔、ネオンサイン、外灯、舗装路面（駐車場舗装等）、庭園・緑化施設、受変電設備など
		建物附属設備		建築設備のうち償却資産として扱うもの、賃借人が施工した内部造作など（Ｐ５をご参照ください。）
2	機械及び装置			各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備など
3	船舶		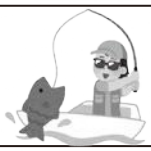	ボート、釣船、漁船、貨客船、油槽船、遊覧船など
4	航空機			飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具			大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、台車など
6	工具、器具及び備品			ロッカー、応接セット、テレビ、エアコン、パソコン、複写機、机、椅子、陳列ケース、看板、測定工具、医療機器、理美容機器など

２　業種別償却資産の例

各業種共通のもの	駐車場や構内の舗装路面、駐車場設備、受変電設備、庭園、門、塀、外構、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、ロッカー、応接セット、キャビネット、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、テレビ、テーブル、椅子、LAN 配線、除細動装置、防犯カメラ、賃貸物件の内装等
不動産賃貸業	自転車置場、屋外給排水設備、緑化施設、家屋評価対象ではない物置等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
医院・歯科医院	各種医療機器（Ｘ線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、ＣＴスキャン等）、診察台、手術台、ベッド等
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、美容器具等
農業	畦工事、水路工事、ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、精米機、草刈り機等
再生可能エネルギー事業	太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備、送電設備、変圧器等
介護事業	特殊浴槽、介護ベッド、ストレッチャー、測定装置、各種訓練設備、筋力強化電気刺激装置等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー、喫茶、カフェ	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、自動食器洗浄機、製氷機、ピアノ等の楽器等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、還元機等
印刷業	各種印刷機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業・ガソリン販売業	スチームクリーナー、オートリフト、充電器、洗車機、ジャッキ、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
製パン業・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備等
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、脱水機、プレス機、ビニール包装機等

3　申告について

(1) 申告していただく方

令和８年１月１日現在、市内に事業(製造業、販売業、建設業、不動産賃貸業、サービス業等すべての事業)の用に使用することができる償却資産を所有している方。

※これまで申告をしていない方で償却資産をお持ちでない場合、また、申告をしたことはあるものの、昨年は資産の増減がなかった場合も確認のため申告をお願いします。

(2) 提出書類

申告対象者	提出書類	種類別明細書に記入する資産
初めて申告される方 （注１）	「償却資産申告書」　･･･紺色 「種類別明細書（全資産用）」　･･･緑色	令和８年1月1日現在所有している**全ての償却資産**
前年度申告された方 （注２） （注３）	「償却資産申告書」　･･･紺色 「種類別明細書（増加資産用）」･･･緑色 「種類別明細書（減少資産用）」･･･赤色	前年中（令和7年1月2日～令和８年１月１日）に**増加および減少した償却資産**
自社電算処理により申告される方	「償却資産申告書」 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」 「種類別明細書（減少資産用）」	令和８年1月1日現在所有している**全ての償却資産・前年中に増加および減少した償却資産**

※電子申告される方も、所定の手続きにしたがって申告データを送信していただきます。
詳しくは、地方税共同機構(表紙の裏参照)までお問合せください。

(注1)　**初めて申告される方で償却資産をお持ちでない場合は、「償却資産申告書」の「18 備考」欄の「３．該当資産なし」に○をして、ご提出ください。「種類別明細書」は提出不要です。なお、翌年以降、新たに資産を取得した場合は申告が必要となります。**

(注2)　**前年中に資産の増減がなかった場合でも、「償却資産申告書」の「18 備考」欄の「２．資産の増減なし」に○をして、必ずご提出ください。「種類別明細書」は提出不要です。**

(注3)　**事務所の閉鎖等があった場合、「償却資産申告書」の「18備考」欄の「４」の該当部分に○をして、ご提出ください。あわせて、資産の減少状況についてもご記入ください。**

(3) 申告が必要な資産

ア　取得価額が10万円以上の資産
イ　取得価額が10万円未満の資産であっても、個別償却をしているもの又は租税特別措置法の規定を適用し損金に算入しているもの
ウ　建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、償却済資産、遊休又は未稼働の資産であっても、令和８年１月１日現在において事業の用に供することができるもの
エ　家屋に施した建築設備などのうち、償却資産として取り扱うもの（Ｐ５参照）
オ　福利厚生で使用している資産
カ　改良費
キ　リース資産であっても契約内容が割賦販売と同様である資産
ク　減価償却期間終了後も事業の用に供している資産

(4) 申告が必要ない資産

ア　取得価額が10万円未満の償却資産のうち、法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により、一時に損金に算入する資産
イ　取得価額が20万円未満の償却資産のうち、法人税法施行令第133条の２第１項又は所得税法施行令第139条第１項の規定により、３年間で一括償却した資産
ウ　自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
エ　無形固定資産(例：特許権、営業権、ソフトウェア等)
オ　繰延資産
カ　法人税法第64条の２第１項又は所得税法第67条の２第１項に規定するリース資産(ファイナンス・リース取引に係るリース資産)で取得価額が20万円未満のもの

(5) 申告における注意点

ア　固定資産税の賦課期日は１月１日ですので、決算期以降令和８年１月１日までに取得した資産も漏れなく申告してください。**なお、申告漏れの資産については取得年次に応じて、最大過去５年分遡って課税となる場合がございます。**
イ　圧縮記帳の制度は、固定資産税では認められていませんので、圧縮前の取得価額を記載してください。
ウ　改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部分と区分し個別資産として申告してください。
この場合、耐用年数は改良を加えられた資産の耐用年数と同一とし、改良を加えた時期を取得時期とします。
エ　租税特別措置法に基づく、**「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」**により、その**取得価額（30万円未満）を損金算入した場合**、これはあくまで国税(法人税・所得税)での措置であり、**固定資産税(償却資産)では課税対象**となりますので、申告が必要です。

〈※重要：少額資産等の取扱いについて〉

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満
①	一時損金算入	申告対象外	申告対象	
②	３年一括償却	申告対象外		申告対象
③	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象
④	中小企業特例	申告対象		
⑤	個別減価償却	申告対象		

(6) 建築設備の家屋と償却資産の区分

家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている電気設備・給水設備・衛生設備・空調設備などの建築設備は、家屋として評価しますが、屋外に設置された電気の配線およびガス・水道の配管、単に移動を防止する程度に取り付けられたもの、特定の生産又は業務用のものは償却資産の対象となります。

設備の種類		償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（配線、配管含む）	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	
	電力引込み設備	引込開閉器盤および屋外の配線	
	中央監視規制装置	装置一式（配線、配管含む）	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備	左記以外の場合
	電灯照明設備	屋外の照明設備 （照明器具、配線、配管）	屋内の照明設備 （照明器具、配線、配管）
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線、配管
	インターホン設備	インターホン、スピーカー、アンプ等の装置	
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
衛生設備	給排水設備	特定の生産又は業務用設備、引込み工事	左記以外の設備
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）	中央式給湯設備
	衛生器具設備	右記以外の設備	屋内器具設備
	ガス設備	特定の生産又は業務用設備、引込み工事	左記以外の設備
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
防災設備	火災報知設備		設備一式
	避雷設備		設備一式
	消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
運搬設備		工場用ベルトコンベアー	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
厨房設備、洗濯設備		業務用の設備一式（百貨店、旅館、飲食店、病院等）	サービス設備以外の設備
簡易間仕切		床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

(7) 賃借人（テナント）が施工した内装等の資産

事務所などを借り受けて事業を行っている方(テナント)が、ご自分の費用で内装、電気・給排水・ガス・空調設備などを施した場合の資産は、償却資産として申告することとなります。

ア　外部仕上、内部仕上、天井仕上、床仕上、造作、建具、その他工事

イ　電気設備、給水設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等

(8) 添付書類が必要な資産

ア　課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の３、本法附則第15条および市税条例附則第６条の８の２に規定する一定の用件を備えた資産については、課税標準額の一定割合が減額されます。

適用を受ける償却資産については､｢種類別明細書(増加資産・全資産用)｣の摘要欄に適用条項を記載し、特例該当資産であることが確認できる資料を添付してください。

適用される償却資産の例は、Ｐ15 ～ 16をご参照ください。

イ　非課税資産

地方税法第348条および市税条例第42条、43条、43条の２、43条の３に規定する一定の要件を備えた資産については、固定資産税が非課税となります。

新しく取得された償却資産が非課税に該当し、条例で申告書の提出が義務づけられている対象については、申告書の提出をお願いします。

適用を受ける償却資産については､｢種類別明細書(増加資産・全資産用)｣の摘要欄に適用条項を記載し、非課税該当資産であることが確認できる資料を添付してください。

（詳細については、資産税課償却資産担当にお問合せください。）

ウ　増加償却、耐用年数の短縮、陳腐化資産を適用した償却資産

国税局長又は税務署長へ提出した書類の写しを添付してください。

(9) 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税との取扱いを比較すると次のとおりです。

項　　目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日 （１月１日）	事業年度 （決算期）
減価償却の方法	一般の資産は **固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」を適用** ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成19年４月１日以降に取得された資産は「定率法」を適用 ・平成19年３月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
圧縮記帳の制度	×認めない	○認める
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	×認めない	○認める
増加償却	○認める	○認める
評価額の最低限度	**取得価額の100分の５**	備忘価額（１円）まで
改良費	区分評価	合算評価
中小企業者等の(30万円未満)の少額減価償却資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	**×認めない**	○認める

4　償却資産の課税について

(1) 評価額の算出方法

ア　取得価額、取得年月、耐用年数を基礎として、資産ごとに「評価額」を算出します。
イ　減価率は、耐用年数に応じ、下記の固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」を適用します。(※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様)
ウ　評価額の最低限度は、取得価額の100分の５に相当する額です。
※償却資産の評価は該当資産の評価額が、該当資産の取得価額又は改良費の価額の100分の５に相当する額を下回る場合、100分の５に相当する額になります。

前年中に取得した資産	評価額＝取得価額　×（A）
前年前に取得した資産	評価額＝取得価額　×（A）×（B）$^{(n-1)\text{乗}}$

n=経過年数(当該資産を取得した年の１月１日から起算して、当年１月１日(賦課期日)まで)
評価額は、初年度の計算において取得月にかかわらず半年分の償却をする方法です。
実際の計算は、市の電子計算システムで行いますので、電算処理申告以外の方は**申告の際に算出する必要はありません。**

固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」

耐用年数	減価率	減価残存率 前年中取得 $1-\frac{減価率}{2}$ (A)	減価残存率 前年前取得 1－減価率 (B)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886

(2) 免税点

課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合、課税されません。

＊ご注意ください
免税点未満と判断される場合であっても、申告は必要です。

(3) 税率

１．６％です。(地方税法第350条第２項、市税条例第46条の３)

(4) 税額の算出方法

課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	税率	＝	税額 (100 円未満切捨て)

課税標準額は、１月１日(賦課期日)現在における全資産の価格の合計となります。
また､｢課税標準の特例｣がある場合は、特例を適用後の額が課税標準額となります。

※参考：評価額・税額算出例（申告にあたって算出する必要はありません）

①課税されない場合（課税標準額の合計が 150 万円未満の場合）
令和７年10月取得　取得価額　1,000,000円　の看板　　（耐用年数３年）および
令和５年２月取得　取得価額　　300,000円　のパソコン　（耐用年数４年）がある場合
看板　　1,000,000円×0.732(A)　　＝732,000（評価額）
パソコン　　300,000円×0.781(A)×0.562(B)×0.562(B)　　＝ 74,002（評価額）
課税標準額　732,000＋74,002＝806,002円（評価額の合計　1,000円未満切捨て）
→この場合、課税標準額の合計が150万円未満のため課税されません。（※申告は必要です）

②課税になる場合
令和７年７月取得　取得価額 3,600,000円　の駐車場舗装（耐用年数10年）および
令和４年10月取得　取得価額　500,000円　のエアコン　（耐用年数６年）がある場合
駐車場舗装　3,600,000円×0.897(A)　　＝3,229,200（評価額）
エアコン　　500,000円×0.840(A)×0.681(B)×0.681(B)×0.681(B)＝　132,644（評価額）
課税標準額　　3,229,200＋132,644＝**3,361,844円**（評価額の合計　1,000円未満切捨て）
税額の算出方法：3,361,000×1.6%＝53,776　　**税額53,700円（税額100円未満切捨て）**

(5) 納期

年税額は４回の納期(５月、７月、12月、２月)に分けて納めていただくことになります。

(6) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条および秋田市市税条例第61条の規定により、過料を科されることがあります。
また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条および第408条に基づいて申告内容を確認するため実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。
また、調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、資産の取得年次に応じて最大過去５年分遡って課税となる場合があります。

5　申告書の書き方

(1) 償却資産申告書の記載例

今年度は、令和８年度と記載してください。

令和８年度

受付印

令和８年　１月　24日

〈宛先〉　秋田市長

償却資産申告書（

所有者	1 住所（又は納税通知書送達先）（ふりがな）	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（電話 018-863-2222）
	2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）（ふりがな）	株式会社 秋田（あきた） 代表取締役 秋田（あきた） 太郎（たろう） （屋号　　）

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)
1	構築物	4,500,000		3,600,000
2	機械及び装置	1,500,000		3,500,000
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品	2,600,000	800,000	1,650,000
7	合計	8,600,000	800,000	8,750,000

資産の種類		評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)
1	構築物		
2	機械及び装置		
3	船舶		
4	航空機		
5	車両及び運搬具		
6	工具、器具及び備品		
7	合計		

企業の電算処理により申告される方以外は記載

1　住所（又は納税通知書送達先）および電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。
　また、ビル等の名称、階数および部屋番号を記載してください。
申告書および納税通知書はこちらの住所にお送りします。

2　氏名を記載し、ふりがなを付してください。
　なお、所有者が法人の場合は、その名称および代表者の氏名を記載してください。
　屋号があれば記載してください。

（イ）
　前年前に取得した資産の取得価額の合計を種類別に記載してください。
　（イ）は前年度の申告における（二）と同額になります。
　なお、申告もれや移動により受け入れた資産については、（イ）ではなく（ハ）に計上してください。

（ロ）
　前年中に減少した資産の取得価額の合計を種類別に記載し、種類別明細書（減少資産用）を添付してください。
　この欄の合計額は、種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計と同額です。

（ハ）
　今回
計を種
資産用
移動に
の旨を

3　個人番号、法人番号を記載してください。

4　事業の種目を具体的に記載してください(例えば、菓子製造業、自動車販売業等)。
　また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

6　この申告について応答される方の係名、氏名および電話番号を記載してください。

7　経理を委託されている場合は、税理士等の氏名および電話番号を記載してください。

8～14
　該当する方を○で囲んでください。

第二十六号様式(提出用)

異動事由		入力	AC	OL
※　所有者コード				

償却資産課税台帳)

個人番号又は法人番号	0000123456789	8　短縮耐用年数の承認	有・(無)
事業種目 (資本金等の金額)	機械器具製造業 (80 百万円)	9　増加償却の届出	有・(無)
		10　非課税該当資産	有・(無)
事業開始年月	55年 4月(決算期 3月)	11　課税標準の特例	有・(無)
この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 秋田花子 (電話 018-863-2222)	12　特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
税理士等の氏名	秋田 一郎 (電話 018-888-2222)	13　税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
		14　青色申告	(有)・無

計((イ)−(ロ)+(ハ)) (ニ) 十億 百万 千		
8100000	15　市内における事業所等資産の所在地	①大町8丁目10-10 ②河辺和田字北条ヶ崎38-2 ③雄和妙法字上大部48-1
5000000		
	16　借用資産(有・無)	貸主の名称等 銀河リース(株)　コピー機20万円 ファックス17万円
3450000		
16550000	17　事業所用家屋の所有区分	(自己所有)・借家
課税標準額 (ト) 十億 百万 千 円	18　備考(添付書類等)―該当するものに○をつけてください。― (1. 資産の増減あり)　2. 資産の増減なし　3. 該当資産なし 4. 閉鎖・廃業・解散・転出等(　年　月　日) 5. 住所・名称等変更　旧住所： 旧名称：	
しないでください。		

15　秋田市内にある事業所等資産の所在地を記載してください。

16　借用(リース・レンタル)資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
　なお、借用資産がある場合にはその資産名および貸主の名称を記載してください。

17　事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

18　次のような事項を記載してください。
(1)　前年中における資産の状況等について、1～3の該当する番号を○で囲んでください。
(2)　住所、氏名等に異動があった場合は、旧住所、旧氏名、異動年月日。
(3)　課税標準の特例適用資産又は非課税資産を所有されている場合は、その届出書の写等、添付書類の名称。
(4)　短縮耐用年数承認書類の写、増加償却届出書の写等、添付書類の名称。
(5)　その他、この申告に必要な事項および償却資産の評価について参考となる事項。

回新たに申告する資産の取得価額の合種類別に記載し、種類別明細書(増加用)を添付してください。申告もれやにより受け入れた資産については、そを摘要欄に明記してください。

(ニ)
　取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

増加資産の申告をする場合は、令和７年１月２日から令和８年１月１日までに取得した資産(他市町村からの移動も含む)を記入してください。

初めて申告される方などで全資産を申告する場合は、令和８年１月１日現在に所有している全ての資産を記入してください。

登録されている資産の内容を修正する場合は、同封されている「償却資産種類別明細書」から該当する資産番号以下を記載してください。

※「償却資産種類別明細書」は、初めて申告される方や自社の電子計算システムにより申告書を作成されている方などには同封されておりませんのでご了承ください。

資産の種類に対応する１から６までの番号を記載してください。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

年号は､｢令和｣に取得したものは５､｢平成｣に取得したものは４､｢昭和｣に取得したものは３になります。

当該資産の取得価額を記載してください。

取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額をいいます（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）。

なお、圧縮記帳については、固定資産税の評価上認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

令和８年度　種類別明細書（増加資産

処理	※ 所有者コード
1	

行番号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	7	7	十億
02								
03	2		機械工具製造業用設備	1	5	7	4	
04	2		事務用機器製造設備	1	5	7	7	
05								
06	6		エアコン	2	5	7	4	
07	6		応接セット	1	4	29	7	
08	6		パソコン	2	5	4	10	
09	6		パソコン	1	5	7	11	
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
			小計	9				

注意　「年号」の欄は、昭和は「３」、平成は「４」、令和は「５」
「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動によ

増加資産の申告をする場合は「増加資産」を、初めて申告される方などで全資産を申告する場合は「全資産」を〇で囲んでください。

産用)・全資産用)

所有者名	枚のうち
株式会社 秋田	枚目

第二十六号様式別表一（提出用）

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページページ数を記載してください。
（例：３枚のうち１枚目）

得価額(イ) 百万 千 円	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ) 十億 百万 千 円	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額 十億 百万 千 円	増加事由	摘要
3 600 000	10	0.					①・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
2 000 000	9	0.					①・2 3・4	
1 500 000	7	0.					1・2 ③・4	
		0.					1・2 3・4	
500 000	6	0.					①・2 3・4	
250 000	8	0.					1・2 ③・4	〇〇より移動
600 000	4	0.					①・2 3・4	申告もれ
300 000	4	0.	企業の電算処理により申告される方以外は記載しないでください。				①・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
		0.					1・2 3・4	
8 750 000								

と記載してください。
る受入れ、４その他のいずれかに〇印を付けてください。

資産を取得した事由について、該当する番号を〇で囲んでください。

番号	資産の種類
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

次のような事項を記載してください。
（1）課税標準の特例の適用がある資産については、その適用条項。
（例：法第349条の３第１項）
（2）短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。
（3）増加償却を行っている資産については、その旨の表示。
（4）資産移動や名称修正など特記事項。
（5）未申告資産については、その旨の表示。
（6）その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第１から別表第６まで（別表第３および第４を除く）に掲げる耐用年数が適用となります。

新規増加分を集計した額を記載してください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記載例

減少した資産がある方は、ご提出ください。

「令和８年度償却資産種類別明細書」をご参照の上、令和７年１月２日から令和８年１月１日までに減少した資産を記入してください。

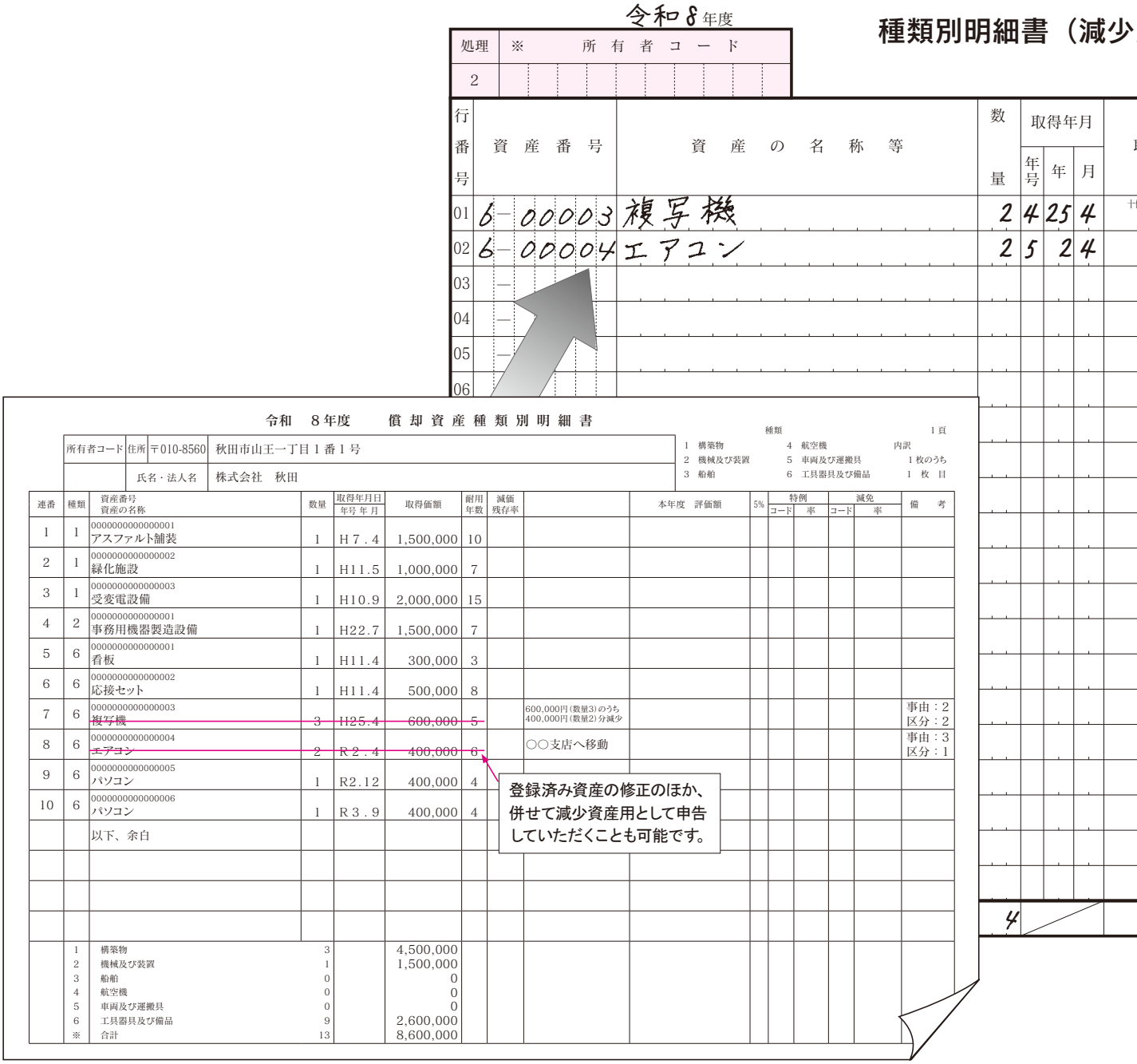

令和８年度償却資産種類別明細書

所有者コード　住所　〒010-8560　秋田市山王一丁目１番１号

氏名・法人名　株式会社　秋田

連番	種類	資産番号 資産の名称	数量	取得年月日 年号 年 月	取得価額	耐用年数	減価残存率		本年度 評価額	5%	特例 コード	特例 率	減免 コード	減免 率	備考
1	1	0000000000000001 アスファルト舗装	1	H７．４	1,500,000	10									
2	1	0000000000000002 緑化施設	1	H11.5	1,000,000	7									
3	1	0000000000000003 受変電設備	1	H10.9	2,000,000	15									
4	2	0000000000000001 事務用機器製造設備	1	H22.7	1,500,000	7									
5	6	0000000000000001 看板	1	H11.4	300,000	3									
6	6	0000000000000002 応接セット	1	H11.4	500,000	8									
7	6	0000000000000003 ~~複写機~~	~~3~~	~~H25.4~~	~~600,000~~	~~5~~		600,000円(数量3)のうち 400,000円(数量2)分減少							事由：2 区分：2
8	6	0000000000000004 ~~エアコン~~	~~2~~	~~R２．４~~	~~400,000~~	~~6~~		○○支店へ移動							事由：3 区分：1
9	6	0000000000000005 パソコン	1	R2.12	400,000	4									
10	6	0000000000000006 パソコン	1	R３．９	400,000	4									
		以下、余白													
	1	構築物	3		4,500,000										
	2	機械及び装置	1		1,500,000										
	3	船舶	0		0										
	4	航空機	0		0										
	5	車両及び運搬具	0		0										
	6	工具器具及び備品	9		2,600,000										
	※	合計	13		8,600,000										

登録済み資産の修正のほか、併せて減少資産用として申告していただくことも可能です。

※償却資産種類別明細書について

償却資産種類別明細書には、前年度までの申告内容が記載されています。これを参考にご記入ください。なお、増加資産については、記載しないでください。

また、この表を「種類別明細書（減少資産用）」に代えて、提出していただくことも可能です。減少申告の場合は、「資産の名称」から「耐用年数」まで赤線で抹消し、一部減少については記載例を参考に記載し提出してください。

資産用）

所有者名	枚のうち
株式会社 秋田	枚 目

第二十六号様式別表二（提出用）

取得価額（億 百万 千 円）	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	減少の事由及び区分 1 全部 2 一部	摘要
400,000			1・2・3・4	1・2	当初取得価額600,000円(数量3)のうち400,000円(数量2)分減少
400,000			1・2・3・4	1・2	○○支店へ移動
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
800,000					

記載しないでください。

種類別明細書（減少資産用）のページ数を記載してください。
（例：３枚のうち１枚目）

次のような事項を記載してください。
（1）資産が減少した事由について、売却先、移動先等、具体的な減少内容を記載してください。
（2）減少の区分が「２一部」の場合には、次の例のように記載してください。
（例）
当初取得価額60万円（数量３）のうち40万円（数量２）分減少。

当該資産の全部が減少した場合は「１」を、資産の一部が減少した場合は「２」を○で囲んでください。

資産が減少した事由について該当する番号を○で囲んでください。

減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産から減少した価額を記載してください。

6　課税標準の特例が適用される償却資産の例

※特例が適用される資産がある場合は、償却資産申告書備考及び種類別明細書摘要欄に特例の旨をご記入ください。

令和７年９月現在

<table>
<tr><th>地方税法条項</th><th>資産の種類</th><th>課税標準の特例の内容</th><th>特例の適用を受ける者</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td>349の3(2)</td><td>ガス事業用償却資産</td><td>最初の５年度分　　価格の1/3
その後の５年度分　　価格の2/3</td><td>一般ガス導管事業者</td><td>・経済産業大臣又は経済産業局長の許可書(写)等</td></tr>
<tr><td>349の3(3)</td><td>農業協同組合等
共同利用設備</td><td>最初の３年度分　　価格の1/2
農業協同組合、中小企業等協同組合が取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの
※500万円以上の国の補助金又は交付金を受け、一台又は一基の取得価額が330万円以上のものに限る。
(地方税法施行令第52条の2の2)</td><td>農業協同組合等</td><td>・国の補助金又は交付金の申請書(写)
・国の補助金又は交付金の決定通知書(写)
(受けたことが確認できる書類等)</td></tr>
<tr><td>法附則15(25)</td><td>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備</td><td>【令和6年4月1日から令和8年3月31日までに新設したもの】
<table>
<tr><th>資産の名称</th><th>発電出力</th><th>特例率／(特例適用期間)</th><th>その他要件</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特定太陽光発電設備</td><td>1,000kw未満</td><td>2／3(最初の3年度分)</td><td rowspan="2">※1</td></tr>
<tr><td>1,000kw以上</td><td>3／4(最初の3年度分)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定風力発電設備</td><td>20kw未満</td><td>3／4(最初の3年度分)</td><td rowspan="8">※2</td></tr>
<tr><td>20kw以上</td><td>2／3(最初の3年度分)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定水力発電設備</td><td>5,000kw未満</td><td>1／2(最初の3年度分)</td></tr>
<tr><td>5,000kw以上</td><td>3／4(最初の3年度分)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定地熱発電設備</td><td>1,000kw未満</td><td>2／3(最初の3年度分)</td></tr>
<tr><td>1,000kw以上</td><td>1／2(最初の3年度分)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定バイオマス発電設備</td><td>10,000kw未満</td><td>1／2(最初の3年度分)</td></tr>
<tr><td>10,000kw以上~20,000kw未満　※3</td><td>2／3(最初の3年度分)</td></tr>
</table>
※1　特定太陽光発電設備
・経済産業大臣による再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備
・地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であって、次の要件のいずれにも該当するもの
(1) 出力50kw以上であること
(2) 次のいずれかの要件に該当すること
ア　二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)を受けて取得した設備
イ　地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備
(3) 建築物の屋根に設ける設備でないこと
(4) 公有地に設ける設備でないこと
・1,000kw未満については、産業技術実用化開発事業費補助金又は特定公募型研究開発費補助金のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備も特例の対象
※2　特定風力・水力・地熱・バイオマス発電設備
・経済産業大臣による再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた設備
※3　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6／7
(市税条例附則第6条の8の2(9)・(10)・(11)・(12))</td><td>当該施設の所有者</td><td>＊太陽光発電設備
・補助金を受けたことが確認できる書類(写)
(補助事業者等が交付する補助金の決定通知書等)
・構造図・配線図(写)

＊風力・水力・地熱・バイオマス発電設備
・再生可能エネルギー発電設備認定通知書(写)
・売電契約書(写)
・構造図・配線図(写)</td></tr>
<tr><td>349の3の4</td><td>令和５年７月豪雨により滅失等した被災償却資産に代わる代替償却資産または改良費</td><td>最初の４年度分　　価格の1/2
・被災償却資産と種類や使用目的、用途が同一であり、被災償却資産が令和8年度課税台帳上に登録がないこと
・被災償却資産を復旧、補強等を行った改良費で、資本的支出に該当すること
(令和5年7月14日から令和10年3月31日までに取得または改良したものに限る)

※令和8年度以前に償却資産申告で増加された代替償却資産の特例申告を行った場合は、令和6年度まで遡って特例が適用されます。</td><td>当該資産の所有者等</td><td>・被災代替償却資産特例申告書
・代替償却資産対照表等

(様式は秋田市ホームページをご参照ください)</td></tr>
</table>

中小事業者が先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備等（新品）の特例について

（１）令和７年３月 31 日までに取得したもの

ア　賃上げ表明・・・有

資産の種類	設備の取得時期	適用期間	特例率	添付書類
機械装置・器具備品等（償却資産）	令和５年４月１日から令和６年３月31日まで	５年間	１／３	・認定を受けた計画(写) ・計画認定書(写) ・認定支援機関確認書(写) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類(写)
	令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	４年間		

イ　賃上げ表明・・・無

資産の種類	設備の取得時期	適用期間	特例率	添付書類
機械装置・器具備品等（償却資産）	令和５年４月１日から令和７年３月31日まで	３年間	１／２	・認定を受けた計画(写) ・計画認定書(写) ・認定支援機関確認書(写)

（２）令和７年４月１日以降に取得したもの

※地方税法附則15(43)

税制改正に伴い、令和７年４月１日より固定資産税の課税標準の特例の対象となる設備等の要件・特例割合および適用期間が、次のとおりに改正されました。

資産の種類	設備の取得時期	賃上げ割合	適用期間	特例率	添付書類
機械装置・器具備品等（償却資産）	令和７年４月１日から令和９年３月31日まで	1.5%以上	３年間	１／２	・認定を受けた計画(写) ・計画認定書(写) ・認定支援機関確認書(写) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類(写)
		3.0%以上	５年間	１／４	

《対象資産の要件》

資産の種類	最低取得価額
機械及び装置	160 万円以上
測定工具及び検査工具	30 万円以上
器具及び備品	30 万円以上
建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）	60 万円以上

※(1)(2)ともに、リース資産であれば、リース契約書（写）および公益社団法人リース事業協会が確認した軽減計算書(写)の添付も必要です。

※先端設備導入計画の認定を受けている場合でも、取得価額等の要件を満たさない場合は、税制の特例を受けることができませんのでご注意ください。

●課税標準の特例で不明な点については、資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

TEL　０１８－８８８－５４８０　　MAIL　ro-fnpt@city.akita.lg.jp

～申告受付場所は本庁舎２階です～

受付場所　本庁舎２階　資産税課（２-４の柱付近）
受付時間　８：３０～１７：１５（土日祝日を除く）

※受付場所については、受付状況によって変更される場合がございます。

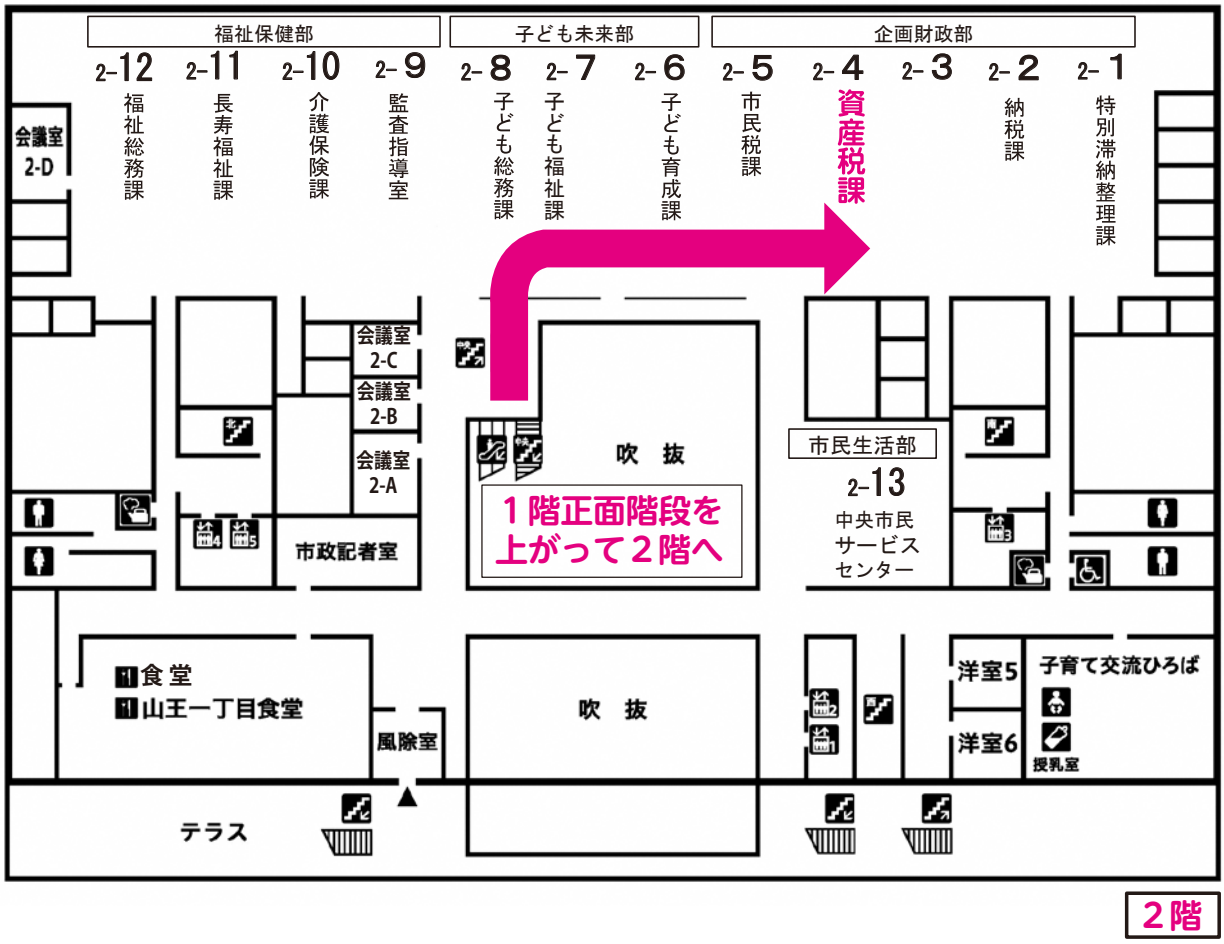

秋田市企画財政部資産税課　〒010-8560 秋田市山王一丁目１番１号　TEL018-888-5480